

# 令和8年度厚木市国民健康保険料計算シート

計算結果はあくまで試算であり、実際の計算手順や保険料額と異なる場合があります。

- 次のA～Dの額を計算し、全てを足し合わせると1年間分の保険料額となります。
- 介護納付金分は40歳の到達月（1日生まれの方は誕生月の前月）から65歳の到達月の前月（1日生まれの方は誕生月の前々月）までが対象となります。
- 軽減額については、裏面の表1・表2を御覧いただき、該当する額を使用してください。

A	<b>医療給付費分</b>	
	1 所得割額	〔 令和7年中の総所得金額等 円 - 基礎控除額 43万円 〕 × 6.45% = ① 円 <small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>
	2 均等割額	加入者1人当たり（年額） 26,549円 × 加入者数 人 = ② 円
	3 平等割額	1世帯当たり（年額） 23,967円 = ③ 円
	4 軽減額	裏面の表1・表2より算出 円 = ④ 円
<b>医療給付費分合計</b> ① + ② + ③ - ④ = A 円		限度額67万円

B	<b>後期支援金分</b>	
	1 所得割額	〔 令和7年中の総所得金額等 円 - 基礎控除額 43万円 〕 × 2.17% = ⑤ 円 <small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>
	2 均等割額	加入者1人当たり（年額） 9,094円 × 加入者数 人 = ⑥ 円
	3 平等割額	1世帯当たり（年額） 8,209円 = ⑦ 円
	4 軽減額	裏面の表1・表2より算出 円 = ⑧ 円
<b>後期支援金分合計</b> ⑤ + ⑥ + ⑦ - ⑧ = B 円		限度額26万円

C	<b>介護納付金分（40歳以上65歳未満の方のみ該当）</b>	
	1 所得割額	〔 令和6年中の総所得金額等 円 - 基礎控除額 43万円 〕 × 2.23% = ⑨ 円 <small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>
	2 均等割額	加入者1人当たり（年額） 10,204円 × 加入者数 人 = ⑩ 円
	3 平等割額	1世帯当たり（年額） 6,929円 = ⑪ 円
	4 軽減額	裏面の表1・表2より算出 円 = ⑫ 円
<b>介護納付金分合計</b> ⑨ + ⑩ + ⑪ - ⑫ = C 円		限度額17万円

D	<b>子ども・子育て支援金分</b>	
	1 所得割額	〔 令和7年中の総所得金額等 円 - 基礎控除額 43万円 〕 × 0.23% = ⑬ 円 <small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>
	2 均等割額	加入者1人当たり（年額） 1,067円 × 18歳以上加入者数 人 = ⑭ 円 <small>※均等割（1,009円）と18歳以上均等割（58円）の合算です。</small>
	3 平等割額	1世帯当たり（年額） 911円 = ⑮ 円
	4 軽減額	裏面の表1・表2より算出（均等割軽減額は18歳以上加入者数分） 円 = ⑯ 円
<b>子ども・子育て支援金分合計</b> ⑬ + ⑭ + ⑮ - ⑯ = D 円		限度額3万円

計	医療分 A	+	後期分 B	+	介護分 C	+	子ども分 D	=	国民健康保険料額（年額） 円
---	-------	---	-------	---	-------	---	--------	---	----------------

表1 軽減割合確認表

軽減割合	軽減判定基準所得額（世帯主及び加入者（特定同一世帯所属者含む）全員の総所得金額等合算額）
7割	43万円 + 10万円×（給与所得者等の数－1） 以下
5割	43万円 + 31万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数 + 10万円×（給与所得者等の数－1） 以下
2割	43万円 + 57万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数 + 10万円×（給与所得者等の数－1） 以下
軽減なし	軽減判定基準所得額が上記の基準を超える場合

- ※ 給与所得者等とは、給与所得又は年金所得がある方をいいます。
- ※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行され、移行後も継続して同一世帯に属する方をいいます。
- ※ 世帯内に所得未申告者がいる場合は、軽減措置を受けることができません。
- ※ 軽減の判定は国民健康保険に加入していない世帯主の総所得金額等も含まれます。

表2 軽減額確認表

軽減割合		医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
7割	加入者1人当たり 均等割	18,585円	6,366円	7,143円	748円
	1世帯当たり 平等割	16,777円	5,747円	4,851円	638円
5割	加入者1人当たり 均等割	13,275円	4,547円	5,102円	534円
	1世帯当たり 平等割	11,984円	4,105円	3,465円	456円
2割	加入者1人当たり 均等割	5,310円	1,819円	2,041円	214円
	1世帯当たり 平等割	4,794円	1,642円	1,386円	183円

- ※ 子ども・子育て支援金分の均等割軽減額は、均等割軽減額と18歳以上均等割減額の合算です。
- ※ 未就学児（令和2年4月2日以降に生まれた方）は、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割が半額になります。
- ※ 18歳未満の方（平成20年4月2日以降に生まれた方）は、子ども・子育て支援金分の均等割が全額免除になります。

※ この計算シートは年間の保険料額を計算するためのものです。年度途中で加入または脱退した場合は、「加入した月から脱退した月の前月までの月数」で計算されます。  
 ※ 国民健康保険料は1年間分を6月から翌年3月までの10回に分けて毎月納付していただきます。そのため、『1期分＝1か月分』ではありません。

国保年金課 国保保険料係 電話046-225-2123